平成 30 年 7 月豪雨に伴う海技免状・操縦免許証等の取扱いについて
（船舶職員及び小型船舶操縦者法関連業務）

近畿運輸局　海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課

今般の災害による関係地域住民の方々への影響の大きさにかんがみ、災害救助法が適用されている市町村に住所地を有する方及びその他やむを得ない事情がある方について、下記のとおり取り扱うこととしました。

⑴ 免許の申請関係

海技士国家試験又は小型船舶操縦士国家試験に合格した方は、合格した日から 1 年以内に申請しなければなりませんが、合格から当該申請時までの期間が 1 年を超えた場合も、合格から 1 年を経過する日において免許申請があったものとみなし、事務処理を行います。

⑵ 海技免状等の有効期間の更新関係

平成 30 年 7 月 5 日以降に海技免状又は操縦免許証の有効期間が満了する方のうち、有効期間の更新申請時において更新期間を超過している場合も、有効期間満了日に更新申請があったものとみなし、事務処理を行います。

また更新講習との関係については以下のとおりとします。

① 申請時において更新講習修了日から 3 月を超過しているものについては、有効期間満了日に講習を修了したものとみなして事務処理を行います。

② 有効期間内に更新講習を修了することが困難である旨の申し出を受けたときは、現有の更新に係る海技免状又は操縦免許証を打抜し、後日受講予定の講習までの期間を記載した有効期間更新手続中シールを添付します。なお申し出をされる方は、可能な限り速やかに更新講習を受講するようお願いします。

新しい海技免状又は操縦免許証については、講習修了後に講習の修了証明書と引き替えに交付します。

③ 有効期間内に更新講習を修了できなかった方で、更新申請日までに更新講習を修了できた者については、有効期間満了日に更新講習を修了したものとみなして事務処理を行います。

⑶ 海技免状等の再交付関係

① 失効再交付の申請についても、申請時において失効再交付講習修了日から 3 月を超過しているものについては、有効期間満了日に講習を修了したものとみ

なして事務処理を行います。

② 自宅に海技免状等を保管しているが取りに戻れない等の理由により、海技免状又は操縦免許証を携行することが困難である方が、船舶に乗り組む又は乗船するため、再交付申請をされる場合については、本人確認の上で滅失再交付の対象者として取り扱うこととします。保管している海技免状又は操縦免許証は、後日速やかに返納をお願いします。

⑸ 海技試験関係

「平成３０年７月定期海技試験の弾力的な運用について」をご確認ください。

⑹ 船舶職員の乗組み基準関係

今般の災害に対応して、船舶を一時的に係留して被災者の入浴・宿泊等に用いる場合、特例許可手続を早急に行う観点から、書類提出方法等を簡略化し、早急に許可を行います。

なお詳細については、下記の当局窓口あてお問い合わせください。

近畿運輸局　海上安全環境部　船員労働環境・海技資格課
ＴＥＬ：０６－６９４９－６４３４